

集中治療認証看護師制度に関する FAQ

受験資格について

Q：学会員でなければ、受験できませんか？

A：学会員でなくても、受験可能で、認証をうけることができます。ただし、学会員と非学会員では受験及び認証時の登録料が異なります。詳しくは2023年度 集中治療認証看護師制度 認証申請の手引きをご参照ください。

研修受講について

Q：日本集中治療医学会主催のICU・CCU看護セミナー(中級コース)あるいはICUセミナー(中級)を申請前年度末から5年以内に受講していること、とあります。私は2018年に受講しました。何年前のセミナーまでが対象となりますか？

A：2023年3月末日（2022年度）から遡って5年以内となります。従って、2018年4月（2018年度）以降のセミナーが対象となります。

Q：2023年度のICUセミナー(中級)を受講予定です。認証試験までに受講したら、今年の受験は可能ですか？

A：2023年度の認証試験を受験するためには、5年以内となる2018年4月から前年度である2023年3月末日までにICUセミナー(中級)を修了している必要があります。よって、2023年度の中級セミナーを修了した場合、2023年度の受験はできません。是非次年度チャレンジしてください。

Q：2022年度に日本集中治療医学会主催のICUセミナー（中級）を受講しました。研修受講歴の確認のため、修了証の提出が必要とのことですが、オンラインインセミナーでも修了証は必要ですか？

A：受験申請のため修了証が必要です。ICUセミナーはオンラインセミナーのため、修了証の発行もオンラインでおこなわれていますので、ご確認をお願いします。

Q：指定の研修である日本集中治療医学会主催のICUセミナー（中級）を受講しましたが、修了証が手元にありません。どのような手続きが必要でしょうか？

A：修了証（受講証明書）は再発行が可能です。事務局までお問合せ下さい。ただし、2019年度ICU・CCU看護教育セミナー（中級コース）に関してのみ、修了証の再発行はできません。事務局にお問い合わせいただいても、対応は致しかねます。

Q：今年度のICUセミナー（中級）はいつ開催されますか？

A：2023年度のセミナーは企画中です。日本集中治療医学会のHP、セミナーをご参照ください。

臨床経験について

Q：看護師経験年数は何年必要ですか？

A：基準を満たす治療室において重症患者の看護を行った経験を常勤で通算3年以上必要になります（別途参照ください）。よって、受験資格として看護師経験年数が最低3年以上は必要となります。

Q：受験前年度の3月31日に、集中治療室で勤務していましたが、現在は一般病棟で勤務しています。ICRNの受験は可能でしょうか？

A：受験前年度の3月31日時点で基準を満たす治療室に勤務しており、基準を満たす治療室で重症患者の看護を行った経験が常勤で通算3年以上であり、かつ指定の研修要件を満たせば、受験時に一般病棟勤務であってもICRNとして受験が可能です。

Q：受験前年度の2月2日に、集中治療室から一般病棟に異動しました。ICRNの受験は可能でしょうか？

A：受験前年度の3月31日時点で基準を満たす治療室に勤務している必要がありますので、ICRNの受験はできません。ただし指定の臨床経験と研修要件を満たせば、ICRN-Kについては受験が可能です。

Q：受験前年度の3月31日は一般病棟で勤務していましたが、4月1日から集中治療室に異動しました。臨床経験の要件は満たしていますが、ICRNの受験は可能でしょうか？

A：受験前年度の3月31日時点で基準を満たす治療室に勤務している必要がありますので、ICRNの受験はできません。ただし指定の研修要件を満たせば、ICRN-Kについては受験が可能です。

Q：気管挿管・人工呼吸の患者はあまり入室していませんでした。基準を満たす治療室ではあるのですが、受験は可能でしょうか？

A：受験には基準を満たす治療室において、重症患者の看護を行った経験が常勤で通算3年以上必要になります。「重症患者の看護を行った経験」とは、気管挿管中の人工呼吸管理下の患者で、かつ、観血的動脈ラインの管理を要する看護を日常的に行っていることを示しています。よって、受験の基準を満たさないと考えられます。

Q：HCUですが、重症患者の看護を日常的に行っています。臨床経験として認められますか？

A：臨床経験では、基準を満たす治療室（特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料を算定している治療室）での経験が要件となります。病院内における治療室の呼称ではなく、算定している特定入院料をご確認のうえ、受験申請をお願いします。

Q：所属部署はHCUで、ハイケアユニット入院医療管理料を取得していますが、気管挿管・人工呼吸の患者が日常的に入室しています。ICRNの受験は可能でしょうか？

A：基準を満たす治療室は、特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料を算定している治療室となりますので、ICRNの受験はできません。ただし、指定の臨床経験と研修要件を満たせば、ICRN-Kについては受験が可能です。

Q：臨床経験は以前に勤めていた施設と合算できますか？

A：臨床経験は、合算することができます。

Q：週に1度救急外来での勤務があり、それ以外はICUにおいて、重症患者の看護を日常的に行っています。臨床経験として認められますか？

A：救急外来は基準を満たす治療室に該当しません。救急外来における勤務時間を除き、基準を満たす治療室での重症患者の看護を行った経験が常勤で通算3年以上あるかご確認ください。

Q：過去に2年ICUでの勤務があり、その後病棟勤務でした。昨年度からICUに異動し、重症患者の看護を日常的に行っています。連続して治療室に勤務していないと、臨床経験として認められないでしょうか？

A：基準を満たす治療室での経験を、合算することができます。基準を満たす治療室での重症患者の看護を行った経験が常勤で通算3年以上あるかご確認ください。

Q：1年前に退職し、現在大学院で学んでおり、病院で働いていません。ICRN-Kの受験資格はありますか？

A：研修受講と臨床経験の要件を満たしていれば、ICRN-Kとして受験することが可能です。ただし、ICRN-Kとしての受験資格である『受験申請前年度の3月31日時点で、直近の基準を満たす治療室（重症患者の看護を行った経験をえた治療室）の勤務から5年以内であること。』を満たす必要があります。

Q：ICRN-Kで認証を受けた場合は、ICUや救命救急センターに異動しない限り、ICRN-Kのままなのでしょうか？

A：ICRN-Kを認証された年度の4月1日から、次回の更新申請前年度の3月31日までに320時間以上、基準を満たす治療室での看護の経験（研修やヘルプも含む）があり、指定の研修要件を満たせば、ICRNで更新が可能です。

Q：ICUで働いていますが、常勤ではなく、嘱託勤務（非常勤）です。ICRNを受験できますか？

A：常勤で通算3年以上、基準を満たす治療室で勤務していることが必要です。雇用形態が常勤以外の場合は受験できません。なお、他施設において常勤で勤務していた場合は、その期間が通算3年以上、直近の基準を満たす治療室の勤務から5年以内であればICRN-Kの受験が可能です。

Q：現在、ICUに所属していますが、昨年度の2月から休職しています。ICRNを受験できますか？

A：前年度の3月31日時点において常勤で基準を満たす治療室に勤務している必要がありますので、受験できません。ただし、指定の研修要件を満たし、常勤で通算3年以上の基準を満たす治療室での勤務があり、直近の基準を満たす治療室の勤務から5年以内であればICRN-Kの受験が可能です。

試験に関して

Q：試験は、どのような問題がですか？

A：集中治療室における経験年数5年目程度の看護師が、重症患者に対する標準的な看護を提供するうえで必要と考えられる問題を出題する予定です。参考図書は下記3冊です。なお、あくまで参考図書であり、試験範囲ではありません。加えて、集中治療の進歩は目覚ましく、教科書や各研究等でも推奨される内容が変化します。そうした推奨される内容が変化するものに関して、根拠とする文献は、本学会が公開している診療ガイドラインとします。本学会が公開している各診療ガイドラインをご参照ください。

・集中治療看護師のための臨床実践テキスト 療養状況と看護編

編集：一般社団法人日本集中治療医学会 看護テキスト作成ワーキンググループ (2019年第1版)

・集中治療看護師のための臨床実践テキスト 疾患・病態編

編集：一般社団法人日本集中治療医学会 看護テキスト作成ワーキンググループ (2018年第1版)

・集中治療医学 (Chapter 3 理論的治療のための生理学およびChapter 5 生理学に基づく集中治療)

編集：一般社団法人日本集中治療医学会 (2023年第1版)

Q：認証試験の過去問はありますか？

A：日本集中治療医学会HPなどで閲覧できます。

Q：認証試験は何分間ですか？

A：120分間の試験を予定しています。受付開始時間は11:00～を予定しています。

受験申請手続きで必要な書類について

Q：受験申請手続きで必要な書類は、何でしょうか？

A：下記の書類が必要です。詳しくは、2023年度集中治療認証看護師申請の手引き

(<https://www.jsicm.org/certification/icrn.html>) をご参照ください。

申請は、WEB申請となる予定で、2023年6月1日午前10時～6月30日午後5時です。

・セミナー受講修了証

上記のほか、Web申請フォームより、臨床経験等の申請に必要な情報を入力していただく必要があります。

Web申請フォーム内に臨床経験証明フォームがございます。

Q：臨床経験証明フォームに記載する、臨床経験の要件を満たしていることを証明する同僚2名とは医師がよいでしょうか？

A：臨床経験の要件を満たしていることを証明する同僚2名の職種は問いません。2名とも同じ職種でも、違う職種でも構いません。ただし、証明する対象期間のすべてにおいて、その同僚が証明する施設に勤務していなければいけません（なお、同僚2名は日本集中治療医学会の会員であることが望ましいですが、必ずしも会員でなくとも結構です）。

Q：臨床経験証明フォームに記載する同僚の所属先が証明する施設とは異なる場合、その同僚による証明は無効となりますか？

A：無効にはなりません。臨床経験フォームに経験を証明してくれる同僚の現所属先が証明する施設と異なっても構いません（退職を含む）。ただし、証明する臨床経験の対象期間のすべてにおいて、その同僚が証明する施設に勤務していたことが条件になります。

Q：昨年度までICU（基準を満たす治療室）に所属していましたが、現在は退職しています。ICRNを受験するための臨床経験を証明する同僚2名の証明はどのようにしたらよいでしょうか？

A：昨年度3月31日まで所属していた、基準を満たす治療室の同僚2名（職種は問わない。2名の職種が同じでも良い。ただし、日本集中治療医学会会員であることが望ましい）に同意を得た上で、必要事項を記載してください。ただし、その施設を含めた、基準を満たす治療室での勤務経験が、常勤で通算3年以上必要となります。

受験費用について

Q：受験費用を教えてください。

A：集中治療認証看護師(ICRN)、集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の申請・試験審査料は以下になります。

会員 10,000 円（消費税込）

非会員 12,000 円（消費税込）

また試験の結果に応じて、別途、集中治療認証看護師(ICRN)、集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)認定書の交付を受けるものは登録料がかかります。

会員 2,000 円（消費税込）

非会員 3,000 円（消費税込）

Q：現在は日本集中治療医学会の会員ではありませんが、会員になる予定です。受験申請後に、会員になった場合に、申請・試験審査料はどうなりますか？

A：申請・試験審査料及び登録料は、受験申請時に日本集中治療医学会の会員であるかによって異なります。受験申請時までには会員手続きを完了し、会員番号をご準備の上で受験申請いただければと思います。

Q：日本集中治療医学会の正会員ではなく、準会員です。申請・試験審査料はどうなりますか？

A：正会員でも準会員でも、会員の申請・試験審査料となります。

試験会場について

Q：試験会場はどこになりますか？

A：決まり次第、日本集中治療医学会HPにて公開します。詳細はHPをご参照ください。

なお、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に引き下げられたことを受け、
今年度より東京1会場での開催が予定されています。

筆記試験日は、2023年10月28日(土) 受付 11:00 試験 12:00～14:00となっております。

更新について

Q：2022年度にICRN（ICRN-K）を取得しました。更新は何年になりますか？

A：ICRN、ICRN-Kの有効期間は認証交付日から認証を受けた年度の4年後となります。よって、更新は2026年度となります。更新に関しての詳細は規定をご参照ください。

Q：更新の通知はありますか？

A：ICRNおよびICRN-Kの有効期間が終了する年度に登録しているメールアドレスへ有効期間が終了する旨をお知らせいたします。

Q：ICRNを取得しましたが、一般病棟へ異動となりました。ICRNの資格を失いますか？

A：基準を満たす治療室で重症患者の看護を行った経験が、認証された年度の4月1日から更新前年度の3月31日の期間において320時間以上（直接的な看護を含んでいれば研修や支援でもよい）あり、かつ、認証書交付日から更新申請時まで、日本集中治療医学会が指定する研修を修了し、そのポイントが100ポイント以上であればICRNとしての更新が可能です。また、臨床経験が不足していても、研修要件を満たせばICRN-Kとして更新が可能です。

Q：ICRN-Kの更新に臨床経験は必要ですか？

A：必要ありません。ただし、ハイケアユニットや一般病棟等において、人工呼吸管理下の患者に対する看護に従事することが望ましいと考えております。基準を満たす治療室で重症患者の看護を行った経験が、認証された年度の4月1日から更新前年度の3月31日の期間において320時間以上（直接的な看護を含んでいれば研修や支援でもよい）あり、かつ、認証書交付日から更新申請時まで、日本集中治療医学会の指定する研修を修了し、そのポイントが100ポイント以上であればICRNとして更新が可能です。

Q：ICRN（ICRN-K）の有効期間が過ぎてしまい、資格が失効してしまいました。更新するためにはどうしたらよいでしょうか？

A：有効期間が過ぎてしまった場合は更新できません。条件を満たしている場合には次年度に再度、受験してください。その際の申請・試験審査料は新規認証者と同様になります。

Q：臨床経験を証明する人は、治療室に従事している必要がありますか？

A：臨床経験を証明する人が看護管理者の場合は、その所属を問いません。しかし、看護管理者以外の場合（例えば、同僚看護師や医師などの他の医療従事者）は、証明する期間に該当する治療室に所属している必要があります。

Q：継続学習ポイントとは何ですか？

A：ICRNおよびICRN-Kを更新するために必要な更新ポイントのことです。日本集中治療医学会が指定するセミナーの受講や学会参加、各所属機関における活動などに付与されます。継続学習ポイントは4つのカテゴリーに分けられ、それぞれに上限が定められています。

Q：継続学習ポイントが付与されるセミナーとそのポイント数を教えてください。

A：必要なポイント数は合計100ポイントになります。対象セミナーと各ポイント数は日本集中治療医学会HP、認証制度 集中治療認証看護師をご参照ください。

Q：継続学習ポイントは同じセミナーや同じ学会を異なる年度で受講した場合でも対象になりますか？

A：異なる年度で受講した同じセミナーや同じ学会でも、ポイントになります。ただし、継続学習ポイントには4つのカテゴリーと、上限があります。詳細は日本集中治療医学会HP、認証制度、更新制度の概要をご参照ください。

Q：継続学習ポイントの対象となる学会参加は日本集中治療医学会学術集会への参加のみですか？

A：日本集中治療医学会支部学術集会も対象となります。ただし、それ以外の学会への参加は対象になりません。

Q：継続学習ポイントの対象となる学会発表や所属施設における活動に関して、証明者は同僚でも良いでしょうか？

A：いいえ。継続学習ポイントとしての学会発表や所属施設における活動に関しての証明者は所属上長である必要があります。同僚では証明となりません。

初版：2021年12月17日

改定 Ver1：2022年 2月14日

改定 Ver2：2022年 4月25日

改定 Ver3：2022年 6月 9日

改定 Ver4：2022年 6月23日

改定 Ver5：2022年 9月16日

改定 Ver6：2023年 7月30日